

学校法人北陸大学個人情報取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、学校法人北陸大学及び北陸大学（以下「本学」という。）の教育目標を達成するため、個人情報について、その有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを図るため、学校法人北陸大学個人情報保護規程（以下「本規程」という。）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「学生等」とは、現に在学する学生、留学生別科生及び北陸大学学則第9章（科目等履修生・聴講生、委託生、研修生及び専攻生）で規定する者、並びにその受験生・卒業生・修了生、その他正課外において開講する授業等の受講生・修了生等をいい、その保護者・保証人を含む。

(2) 「従業者」とは、本学の業務に従事する者（直接雇用関係にある者のみならず、役員、評議員、派遣社員等雇用関係にない者を含む。）をいう。

(3) 「採用応募者等」とは、本学の教職員等の採用募集において応募する者をいう。

(利用目的)

第3条 学生等の個人情報の利用目的は、次に定める業務の遂行のためのものとする。

(1) 入学試験関係（大学資料の送付、志願者名簿の作成、受験票の発行、可否通知、その他入学試験に関係する事項等）

(2) 入学手続関係（学籍の登録、学生証交付等）

(3) 学籍異動関係（休学・復学・退学・再入学・転学部転学科等の学籍異動手続等）

(4) 修学手続関係（履修登録、成績処理、単位認定、履修相談・指導、授業・試験運営、進級・卒業判定、学位記授与、各種実習手続等）及びこれに関連する諸活動

(5) 学生生活関係（学生生活全般にかかわる指導・助言、課外活動支援、福利厚生に関する支援、寮の運営、奨学金選考、奨学金交付・返還の手続、定期健康診断、健康相談、学生相談カウンセリング等）

(6) 進路関係（就職登録、キャリア形成支援、進路相談・指導）及びこれに関連する課外講座運営等

(7) 国際交流関係（派遣留学生選考、留学手続、留学に関する指導・助言、海外研修、留学関係奨学金選考及び交付、留学生支援活動等）

(8) 学内の施設・設備の利用及び備品借用等関係

(9) 各種証明書発行関係（在学証明書、健康診断証明書、成績証明書、卒業見込証明書、学割証等の発行）

(10) 学費請求関係（学費振込用紙発行・交付、学費未納に関する督促、除籍通知発送等）

(11) 保護者・保証人関係（松雲友の会運営、地区別保護者懇談会運営、修学相談資料作成等）

(12) 広報関係（広報取材、広報誌送付、入試広報等）

(13) 寄附事業関係（寄附依頼状送付等）

(14) 調査・研究・統計関係（大学独自の学生生活実態調査・アンケート調査等による教育改善等、文部科学省及びその関連機関による各種調査等）

(15) 同窓会関係（同窓会名簿の作成・修正・管理、同窓会運営等）

(16) 式典関係（入学者・卒業者名簿作成、入学式・卒業式等式典挙行等）

(17) 図書館関係（ライブラリカード交付、閲覧業務、延滞督促業務、他機関との相互利用業務、ネットワーク利用記録及び登録申請等）

(18) 上記各号に関連する事項並びに連絡及び通知

2 従業者の個人情報の利用目的は、次に定める業務遂行のためのものとする。

(1) 人事・労務管理（出退勤管理、年次有給休暇管理等）

(2) 給与関係（給与支給、賞与支給、退職手当支給、各種手当の証明等、控除等）

(3) 社会保険、税金関係（健康保険、私学共済、労働諸保険、源泉徴収事務関連）

(4) 健康管理関係（定期健康診断、身体的・精神的健康維持管理等）

(5) 人事考課関係（昇任、賞与考課、教職員研修、キャリア開発等）

(6) 情報システム利用関係（学内システムへの登録・利用、利用権限の変更等）

(7) 広報関係（広報取材、広報誌送付、入試広報等）

(8) 緊急時連絡（防災時の連絡等）

- (9) 行政上必要な処理
 - (10) その他業務上必要となる諸手続き、連絡等のため
- 3 採用応募者等の個人情報の利用目的は、次に定める業務の遂行のためのものとする。
- (1) 採用選考管理（採用履歴管理等）
 - (2) 通知関係（大学資料の送付、選考日程、選考結果通知、入職前書類送付等）
 - (3) 経費支払関係（面接に係る諸経費の支払い等）
 - （第三者提供及び共同利用等）

第4条 本規程第15条から第17条までにおける学生等の個人情報の利用目的は、次に定める業務の遂行のためのものとする。

- (1) 学生等の学業成績、修学状況に関する業務
 - (2) 学生等の学外における各種実習に伴う業務
 - (3) 学生等の教育成果向上のために委託して実施する授業等の業務
 - (4) 学生等の課外活動に伴う業務
 - (5) 学生等のインターンシップ等のキャリア形成支援に伴う業務
 - (6) 学生等の各種国家試験、語学試験、各種資格試験などの業務
 - (7) 学生等の就職支援活動に伴う業務
 - (8) 学生等の奨学金申請・交付に伴う業務
 - (9) 学生等の派遣留学及び本学主催の各種研修への参加に伴う業務
 - (10) 留学生の受入れに関する業務
 - (11) 学生等の学生教育研究災害傷害保険加入に伴う業務
 - (12) 学生等の福利厚生に関する業務
 - (13) 学生等の同窓会に関する業務
- （細則の改廃）

第5条 この細則の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則（平成17年5月24日 第202回理事会）

1. この規程は、平成17年5月24日から施行し、平成17年4月1日に遡って適用する。

附 則（改正 2019（令和元）年11月5日第640回常任理事会 2019年11月8日理事長決定）

この細則は、2019年11月5日から施行する。

附 則（改正 2022（令和4）年10月3日第698回常任理事会 2022年10月5日理事長決定）

この細則は、2022年10月3日から施行し、2022年4月1日から適用する。